

事 務 連 絡  
令和 7 年 3 月 12 日

各都道府県看護協会長 様

公益社団法人 日本看護協会  
常任理事 田母神 裕美

保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令の公布について

日頃より本会事業の推進に格別のご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

この度、保健師助産師看護師学校養成所指定規則が別添のとおり改正され、看護師養成所 2 年課程通信制の入学・入所要件として必要な准看護師としての業務経験年数が、現行の 7 年以上から 5 年以上に改正されました（施行は令和 8 年 4 月 1 日）。

これに伴い、「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン」（令和 7 年 2 月 25 日医政発 0225 第 7 号厚生労働省医政局長通知）において、看護業務に従事した期間の算定に当たっては、非常勤職員としての就業期間がある場合には常勤換算とする等、看護業務に従事した期間を適切に判断することとされるとともに、入学資格の確認に係る、就業証明書（様式 1）、准看護師としての職務経歴（様式 2）が示されました。

つきましては、今般の改正についてご了知いただきますよう、何とぞ宜しくお願い申し上げます。

【担当部署】看護開発部教育制度課  
TEL : 03-5778-8549  
E-mail : kyoikuseido@nurse.or.jp

医政発0225第8号  
令和7年2月25日

公益社団法人  
日本看護協会会長 殿

厚生労働省医政局長  
(公 印 省 略)

「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドラインについて」  
の一部改正について（通知）

平素より看護行政の推進にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和7年2月25日に「保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令」（令和6年文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「改正省令」という。）が公布され、令和8年4月1日から施行されます。

改正省令により通信制の看護師学校養成所においては、免許を得た後、5年以上業務に従事している准看護師であることを入学又は入所の資格とすることとなりました。

また、先般看護師等学校養成所におけるレポート、課題等の作成において、学生自身が作成せずに、課題等代行サービスを利用した事案が報告されています。

これらの状況を踏まえ、「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン」についても、その一部を別紙のとおり改正し、令和8年4月1日より適用することとしましたのでその旨通知します。

つきましては、内容についてご了知願います。

また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。